

中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー【当面】（別添2）

※ MERS疑似症患者の定義:

定義1 患者が次のア又はイに該当し、かつ、他の疾病であることが明らかでない場合

ア 38°C以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、かつ臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS等の肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に流行国（※1）において、MERSであることが確定した患者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴（※2）があるもの

イ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、MERSであることが確定した患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSであることが確定した患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していたもの又はMERSであることが確定した患者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接触れたもの

定義2 届出基準における疑似症患者の定義（別添1）を満たす者

※1 流行国：中東地域の一部と定義 ※2 ヒトコブラクダとの濃厚接触歴：ヒトコブラクダの鼻や口などとの接触（ヒトコブラクダから顔を舐められるなど）や、ヒトコブラクダ生のミルクや非加熱の肉などの摂取と定義

